

人事行政、この1年の動き

第1章 職員の任用について（職員数、採用、昇任など）

- 大田区職員定数基本計画（令和4年度～6年度）に基づき、業務の効率化や事務事業の見直し・再構築等の業務改革の取組により生産性の高い経営体制の構築をさらに進め、必要な職員定数を適正に管理しました。（7・8頁）
- 令和7年度から、I類の事務（一般事務）の採用試験に、1次試験をSPI（適性検査）のみで受験ができる、I類【早期SPI枠】が新設されました。また、福祉（福祉）における経験者採用試験・選考の受験機会が、年1回から年2回となりました。（10頁）
- 令和2年度に策定した「大田区障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある方の多様な働き方を提供するため、令和3年4月1日にオフィス・サポート・センターを開設し、障がいのある方を対象とした会計年度任用職員（オフィス・サポーター）と、その仕事の段取りなどの指導・助言を行う会計年度任用職員（障がい者支援員）を採用しました。（19頁）

第2章 人材の育成について（研修・能力開発）

- 職員が能力を最大限に発揮できるよう「大田区人材育成・確保基本方針 - One Team Action -」を改訂しました。（23頁）
- 新規採用職員が区政知識を深め、区職場を越えたつながりを形成することを目的として「新任研修（後期）」においてフィールドワークを実施し、職員のキャリアデザインにもつながる仕組みを構築しました。（26頁）
- 自律的な学びの促進、成長意欲の醸成を図るため、eラーニングシステムを活用した学習環境を整備し、「OA研修」や「公務員倫理研修」等を実施しました。（29頁）

第3章 職員の給与について（給料・報酬、諸手当など）

- 令和6年人事委員会勧告に基づき、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額を上げました。（40・41頁）
- ラスパイレス指数は、前年度と同様、令和6年度も100.5となりました。（44頁）
- 期末・勤勉手当の年間支給月数について0.2月上げました。（70頁）

第4章 勤務時間及び休暇について（勤務時間・休暇等）

- 育児・介護休業法の改正を踏まえ、子の看護のための休暇の名称及び取得事由の変更をする改正を行いました。（令和7年4月1日施行）（79頁）
- 小学校就学後の子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、部分休業期間の補完を目的とした子育て部分休暇を新設しました。（令和7年4月1日施行）（80頁）
- 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に基づき、現行の部分休業を一部改正し第1号部分休業とし、1年度につき77時間30分を超えない範囲内で日又は1時間単位で取得できる第2号部分休業を新設しました。（令和7年10月1日施行）（83頁）

第5章 職員の服務及び処分について（服務、懲戒及び分限）

- 職場におけるパワーハラスメント等に的確に対応するため、「職場におけるパワーハラスメントに関する基本方針」を始めとするハラスメントに関する基本方針に基づき、苦情・相談窓口を設置し、その予防と解決に取り組みました。（88頁）
- 法律違反等の行為に対して厳正に懲戒処分を行いました。（89・90頁）

第6章 人事評価について（勤務成績の評定）

- 評定基準を職員に示すとともに、評定結果を職員の処遇に直接反映しました。また、評定結果の開示と評定制度に係る苦情相談を実施しました。（94頁）
- 評定制度の「透明性・納得性」を高めることを目的に、一般職員全員に対して評定結果を開示しました。（94頁）

第7章 職員の福祉について（福利厚生、健康管理、公務災害補償など）

- 行政効率をより一層高めるため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施し、職員の健康状況の把握と、適切な就業上の措置や保健指導を行いました。

職場における労働者の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成に努めました。

（98・101 頁）

第8章 60歳を迎えた職員の働き方について（退職、暫定再任用制度など）

- 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員法及び地方公務員法が改正（令和5年4月1日施行）され、国家公務員の定年引上げ等の高齢期の職員を最大限に活用するための措置が講じられることになりました。

それに伴い、令和5年度から令和13年度まで定年年齢を段階的に65歳に引き上げるほか、従来の再任用制度は令和4年度までで廃止し、令和5年度からは新たに役職定年制や定年前再任用短時間制等の導入を行いました。（104 頁）

第9章 会計年度任用職員について

- 国家公務員の取扱いに準じ、出生サポート休暇、出産支援休暇及び育児参加休暇の取得にあたる任用期間の要件を撤廃しました。（113 頁）
- 他団体の状況を鑑み、会計年度任用職員においても常勤職員と同様の災害休暇を新設しました。（113 頁）